

「法人税」
マスター講座



有価証券の取扱い



法人税で有価証券として取り扱われるのは「公社債、株券、投資信託等」です。

小切手や受取手形、船荷証券、船会社が発行する貨物の引受証）等は法人税法上の有価証券には該当しません。

法人税法では有価証券を次の3つに区分しています。

- 1) 売買目的有価証券
短期的な価格変動で利益を得るために取引を行なう専任担当者（証券会社のトレーディング部門等）が取得した有価証券や、専任担当者がいらない場合でも短期売買目的である旨を帳簿書類に記載して取得した有価証券等は、「売買目的有価証券」に該当します。ただし、企業支配株式（発行済み株式の20%以上を保有している株式等）は除きます。

- 2) 満期保有目的等有価証券
償還期限の定めがある国債や社債等の有価証券を取得した際に、満期保有目的である旨を帳簿書類に記載した場合は「満期保有目的等有価証券」となります。

- 3) その他有価証券
前記1)2)以外の有価証券は「その他有価証券」に該当します。

有価証券の
主な取得価額

- 1) 購入した場合（信用取引等を除く）
有価証券を購入した場合の取得価額は「購入代価に購入手数料等

の帳簿価額」と「新たに取得する有価証券の取得価額」を合計して平均単価を算出する方法です。

- 2) 総平均法
有価証券の「事業年度開始時の帳簿価額」と「期中に取得した有価証券の取得価額の総額」を合計して平均単価を算出する方法です。

移動平均法は、移動平均法が法定評価方法となり、移動平均法に比べて計算が簡便ですが、事業年度終了まで単価を算出できないというデメリットがあります。

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満 広

- 掲載テーマ
- ① 減価償却資産と法人税
 - ② 減価償却の要と中古資産
 - ③ 資本的支出と乗換費
 - ④ 繰上償却の取扱い
 - ⑤ 贈与資産の取扱い
 - ⑥ 有価証券の取扱い

図表1 「約定日」と「受渡日」

日	月	火	水	木	金	土
8月26日	27日	28日	29日	30日	31日	9月1日
約定日			受渡日			
【原則】			【特例】			

図表2 償却原価法(定額法)のイメージ



償却原価法(定額法)とは、保有する債券の「取得価額」と「額面金額」との差額を毎期同額ずつ均等に償却する方法。たとえば、取得価額47,000円、額面金額50,000円、償還まで3年の債券の場合、償却は上記となる

- 1) 相対取引(買い手に直接有価証券を買い手に直接売却する場合、売買契約書の締結口のような「約定日」)
- 2) 相対取引(買い手に直接有価証券を買い手に直接売却する場合、売買契約書の締結口のような「約定日」)

- 1) 有価証券を譲渡した際は、原則、約定日(契約をした日)で譲渡損益を計上します。たとえば次の取引形態の約定日はそれぞれ以下のとおりとなります。
 - 1) 証券業者等を仲介して売却する場合
証券会社を通じて有価証券を売却した場合、「取引成立日」が約定日となります。この場合、一般的には、約定日から起算して4営業日(受渡日といいますが)に保有株式を引き渡して売却代金を受け取ることとなります。
- 2) 売却目的の有価証券以外の有価証券
売却目的の有価証券以外の有価証券は「原価法」で評価します。この場合の原価は、決算日時点の帳簿価額(償還期限の定めがある国債や社債等の有価証券は償却日)で譲渡損益を計上することと認められています。

- 3) 株式等の無償交付等により取得した場合
保有する株式の発行会社から無償で新株の交付を受ける等の場合、基本的に取得価額は「ゼロ」となります。保有株式数は増える一方で取得価額は増えないため、平均単価(1単位当たりの帳簿価額)は低くなります。なお、無償交付を受けたことで他の株主等に損害を及ぼすと判断される場合は、交付を受けた株式の一時価(相当額)が取得価額と認識され、同額の受贈益が課税されることとなります。
- 4) 贈与により取得した場合
他の法人や個人等から有価証券を贈与された場合の取得価額は、「取得時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額」となります。

有価証券の譲渡損益の
計算方法

有価証券を売却した際の譲渡損益は、次の算式で計算します。

● 譲渡損益 = 譲渡対価の額 - 譲渡原価の額

ただし、売却した有価証券をすぐに買い戻す「クロス取引」を行なった場合、譲渡損益は認識しません。

有価証券の
評価方法

- 1) 期末時点に保有している有価証券の評価方法は、有価証券の区分によって次のようになります。
 - 1) 売買目的有価証券
売却目的の有価証券は一時価法で評価します。この場合の時価は、決算日における取引所の終値(その日の最後の売買成立価格)等となります。
 - 2) 売却目的の有価証券以外の有価証券
売却目的の有価証券以外の有価証券は「原価法」で評価します。この場合の原価は、決算日時点の帳簿価額(償還期限の定めがある国債や社債等の有価証券は償却日)で譲渡損益を計上することと認められています。